

疑問

にお答えします 後期高齢者医療制度

平成20年4月から後期高齢者医療制度が始まります。この制度の主な質問・疑問「今までの老人保健制度と何が違うのか」にお答えします。

Q. 医者にかかるときの自己負担割合は？
A. 今までの老人保健で医療を受けるときと同じです。一般の方は1割負担、現役並みに所得のある方は3割負担となります。

Q. 新しい保険証はいつごろ届きますか？
A. 後期高齢者医療制度の被保険者に、新しい高齢者医療制度独自の保険証を1人に1枚、3月中に配達記録郵便で交付されます。

Q. 保険料の負担は？
A. 被保険者均等割と所得割の合計額となります。被保険者均等割額（加入者全員が人数割で負担する額）は37,400円で、所得割額は次の計算式で算出されます。

<計算式>所得割額＝(総所得金額-33万円)×7.2%
※保険料の算定基準は原則県内均一です

Q. 保険料の軽減は？
A. 後期高齢者医療の被保険者の所得や世帯主の所得に応じて均等割額が軽減されます。

Q. 納付の方法と時期は？
A. 原則として年金から徴収されます。なお、4月上旬に、特別徴収開始通知書と仮徴収決定通知書が届きます。

ただし、年額18万円未満の年金受給者、介護保険と後期高齢者医療制度の保険料の合計金額が年金受給額の2分の1より多い方が普通徴収となります。なお、7月に保険料決定通知書と納付書が届きます。※今まで自分で保険料を払っていなかった健保組合などの被扶養者の方も保険料を負担となりますが、負担は10月以降からとなり、保険料額も減額されます

☎千葉県後期高齢者医療広域連合
☎043(308)6768
住民課国保年金班 ☎(70)0334

ねんきん特別便を送付しています

社会保険庁では、基礎年金番号に結び付いていない約5千万件の記録の統合に向け、取り組みを進めています。

基礎年金番号の記録と結び付く可能性のある記録が出てきた方に、社会保険庁が把握している加入記録を「ねんきん特別便」として順次、送付しています。

◆ねんきん特別便が届いたら
自身の記録に漏れがないかを十分に確認いただき、訂正がない場合には同封の「確認はがき」を送付してください。また、訂正がある場合には「年金加入記録照会票」を必ず提出してください。

◆出張相談
ねんきん特別便が送付された方へ
☎043(242)6320

必ず手続きを

住所変更等の届け出が済んでいない方は、大切な「ねんきん特別便」をお届けできません。

●住所変更(訂正)した方
住所変更・訂正は、自身による手続きが必要です。

●結婚等で氏名変更した方
事務所名寄せにより結び付く可能性のある記録を探し出すために、結婚等により名字を変更された方で届け出をされていない方は、早急に氏名変更をしていただく必要があります。

予防接種はお早めに

①麻疹風しん混合予防接種

3月末までに接種を受けましょう。

▼対象Ⅱ平成20年4月に小学校入学予定で、麻疹風しん混合予防接種2期を受けていない方
▼日時Ⅱ2月7日(木)、3月4日(火)13時20分～14時20分
▼場所Ⅱ保健センター

▼持ち物Ⅱ母子手帳、予防票
接種に来られない方や麻疹または風しんにかかった方で2期の接種が済んでいない方は、連絡をお願いします。

②日本脳炎予防接種

平成17年5月30日に厚生労働省より「積極的勧奨の差し控

放課後子ども教室指導員を募集

放課後に小学校の余裕教室などを利用して、子どもたちへの学習支援や文化・交流活

動を実施し、地域教育力の向上を目的とする放課後子ども教室が始まりました。

この放課後子ども教室を共に進めてくれる指導員を募集します。

①学習アドバイザー
▼内容
・放課後子ども教室の参加児童が各会場で実施する学習活動および文化・交流活動の支援

②安全管理員
▼内容
・放課後子ども教室の参加児童

▼条件
子どもの健全育成や居場所づくりに関心を持ち、教室の内容に応じて学習指導等ができる方

▼その他
・両指導員とも研修あり
・活動参加日数や活動日は応相談

☎03380
平日・授業終了後19時

学童保育利用料などが変更

町放課後児童健全育成事業実施条例・同施行規則の改定に伴い、4月1日(火)から放課後児童健全育成事業(学童保育)の利用料、実施時間、減免規定等が変わります。※保育内容、実施場所の変更はありません

	改定前(平成20年3月31日まで)	改定後(平成20年4月1日から)
月額利用料金	7,000円	8,000円
実施時間	▶平日=授業終了後～18時 ▶(土)・長期休業中など=9時～18時	▶平日=授業終了後～19時 ▶(土)・長期休業中など=8時～19時
免除額	▶生活保護世帯=全額 ▶同一世帯で2人以上の子が利用する場合=2人目以降は半額 ▶その他町長が必要と認める場合=半額	▶生活保護世帯=全額 ▶同一世帯で2人以上の子が利用する場合=2人目以降は半額 ▶その他町長が必要と認める場合=半額 ▶市町村民税非課税世帯=半額 ▶月の利用が10日を超えない場合=半額
その他	おやつ代 月額2,000円 保険料 年額2,000円	おやつ代 月額1,500円 保険料 年額1,800円

☎社会福祉児童課児童福祉班 ☎(70)0331

学童保育の利用者・指導員等を募集

(不適)の小学6年生
☎03321

①学童保育利用者
4月1日から学童保育室を利用する児童を募集します。
▼対象Ⅱ町内の小学校に就学中の現在1・2年生の児童
▼要件Ⅱ保護者が労働等をしていて、下校後、保護者に代わる者がいない家庭

②学童保育指導員・補助員
▼資格
指導員:教員免許または保育士資格取得者および4月まで取得予定者
補助員:子育て経験者
▼期間Ⅱ4月～平成21年3月
▼条件Ⅱ週3・4日程度(月曜日・土曜日)勤務できる方
▼提出書類Ⅱ履歴書、教員免許状または保育士資格証の写し(指導員のみ)

☎03331
平日・授業終了後19時